

保育士養成奨学金の貸付を行います

保育士の養成を図るため、市内で保育業務従事者として就職しようとする学生に対し、奨学金の貸し付けを行います。

対象となる人 市内で保育士として勤務する意志を有し、保育士を養成する学校など(通信教育を含む)に在籍している人

奨学金の金額 月額4万4000円(貸与型・無利子)

貸し付けの決定 6月上旬に審査し決定します。

貸付の期間 学校などの所定の修業期間

奨学金の返還 卒業後1年を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間中に返還

返還の免除 卒業後、市内の保育所等で勤務している場合などは、返還が猶予されます。

一定期間、保育士として市内の保育所等に勤務した場合は、奨学金返還に係る債務の一部、または全部が免除されます。

高梁市こども誰でも通園制度の試行実施について

市は、国において創設されることも誰でも通園制度(仮称)を試行的に実施します。

この制度は、未就園児を定期的に預かることで、家族以外の人の関わりを通じ、子どもたちの成長を促すだけでなく、保護者に対する継続的な支援を行うもので、国の事業の本格実施を見据え試行的に行います。詳しくは、利用申込案内や市ウェブサイトをご覧ください。

対象の乳幼児 市内に居住する1歳児(令和4年4月2日)〜令和5年4月1日生まれ)の未就園児

利用期間 7月1日(月)〜令和7年3月21日(金)まで

利用料 1時間300円(おやつ代20円および給食費253円は別途徴収)

受付期間 5月1日(水)から5月15日(水)

申込方法 こども教育課、または利用を希望する園へ「利用申込書」を提出してください。

受付期間 4月25日(木)〜5月24日(金)

申請方法 奨学金貸付申請書に次の書類を添えてこども教育課へ提出してください。

- ① 学校などの長の推薦書
- ② 在学証明書
- ③ 現住所を証明する書類

※申請書はこども教育課に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

募集定員 4名

こども教育課
☎21・0264



おむつ支援拡充、入園要件の緩和について

令和6年度から育児負担の軽減を図るため、園における支援策を拡充します。

○おしりふき支援の追加

園で使用する紙おむつ支援に加え、おしりふきの支援を行います。

○入園要件に「産後補助」を追加
「産後補助」として、第2子以降の出生に伴う産後8週間から満1歳の期間を入園要件に追加します。

こども教育課 ☎21・0264

申込書は、こども教育課と各園に備えているほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

実施施設							
施設名	所在地	電話番号	定員(人)	受入れ時間	給食提供	月利用回数	
高梁保育園	向町	22-2423	4	9:00～11:00	なし	4～5回	
有漢こども園	有漢町有漢	57-3020	3	9:00～12:00	あり	3回	
成羽こども園	成羽町成羽	42-2011	4	9:00～12:00	あり	3回	
川上こども園	川上町地頭	48-3133	3	9:00～11:00	なし	4～5回	
備中保育園	備中町布瀬	45-3142	1	9:00～11:00	なし	4～5回	

こども教育課 ☎21・0264

利用を希望する各園



高梁市多子世帯いきいき子育て応援金を支給します

第3子以降の児童を監護する保護者に対し、小中学校などへの入学祝金を支給し、子育てをする家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。

対象児童 市内に住所を有しており、今年度小中学校などに入学した第3子以降の児童(学校は市外可)

支給対象者 対象児童の保護者であり、令和6年5月1日に市内に住所を有している人

支給金額 小中学校などに入学した対象児童一人につき5万円

申し込み 対象となる人は5月1日(水)から5月31日(金)までに申請書を提出してください。

こども未来課 ☎21・2666



給与支払者向け定額減税説明会のご案内

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)を実施することとされています。6月1日以後、最初に支払う給与などにつき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。

給与支払者の皆さまが早期に準備できるように、次の日程で説明会を開催します。(申し込みは不要)

開催日時 5月16日(木)

1回目 午前11時〜正午
2回目 午後2時〜3時

開催場所 高梁総合文化会館レクチャールーム

今回の説明会は源泉徴収事務向けの内容となっております。源泉徴収事務以外の定額減税に関するご質問に対応できない場合があります。定額減税の制度の詳細などは、国税庁ウェブサイト「定額減税特設サイト」をご覧ください。

高梁税務署 ☎22・2546

税務課 ☎21・0214



高等学校等入学支援金を支給します

高校などへ進学を予定している経済的に困難な世帯に対して、入学準備や受験料の支援を行い、心理的・経済的負担の軽減を図ることのできる進学を支援します。

対象 中学3年生の2月時点で主要保護者の認定を受けている児童の保護者で、次の条件に該当する人

入学準備支援：高校などから合格者などの決定を受け、当該高校などへ入学した人

受験料支援：高校などにおいて受験料の全額免除を受けていない人

対象経費・上限額
入学準備支援：入学時に制服や運動着、上履き、教科書など高校から購入を求められるもの・上限7万円

受験料支援：受験料の実費・上限3万5000円(複数校可)

※申請する人は事前にご相談ください。

こども未来課 ☎21・0288

新規開業・支店開設をお考えの人へ

内容 新規開業、支店の開設市内に本店を有する法人、または個人に限る)、リニューアル、事業承継などに係る経費の一部を補助します。

補助金名 地域商業活性化支援事業補助金

対象者 市内に住所を有する法人または個人

補助対象経費 店舗などの改修および備品購入にかかる費用

補助率など 補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)※条件により加算あり

業種、経費などには条件があります。詳しくは、産業振興課までご相談ください。

産業振興課 ☎21・0229

